

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に経営の最重要課題の一つと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「企業は社会の構成員であり、社会の公器である」との認識にたち、経営の透明性を確保し、株主・取引先・社員・地域社会等、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を一層強化しつつ、グループ全体として企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げ、表面処理加工事業を通じて社会に貢献することであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社が必要と判断した場合に、議決権の電子行使を可能とするための環境作り、議決権電子行使プラットフォームの利用等を進めてまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務】

経営状況(ROE、経常利益)を反映した部分を現金報酬で支払っております。自社株報酬を採用する予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1.政策保有に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的な協力関係を維持することにより中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める会社の株式を保有しております。

2.議決権行使の基準

当社は、政策保有株式について、当該企業の継続的な価値の向上を通じた取引関係の維持や発展を維持すべき観点から、議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会に付議すべき経営上の重要事項を、取締役会規程に基づいて、取締役の競業取引・利益相反取引・多額の設備・財産の取得・処分等は適時に取締役会に付議し、会社および株主全体の利益に資するように、審議を実施しております。同様に取引先が主要株主等である場合でも、同様の考え方で運用しております。

【原則3-1 適切な情報開示と透明性の確保】

1.当社の目指すところ(経営理念・経営基本方針・経営指標)

当社のホームページに経営理念・経営基本方針は記載してありますのでご参照ください。(http://www.tocalo.co.jp/csr/index.html)

経営指標につきましては連結ベースで

(1) 売上高経常利益率:15%以上の安定的達成

(2) 自己資本純利益率(ROE):15%以上の安定的達成

(3) 総資産経常利益率(ROA):15%以上の安定的達成

以上の3項目を目標として掲げております。

2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の1-1 基本的な考え方に記載の通りであります。

3.経営陣幹部・取締役の報酬を決定

当報告書の2-1 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】に記載の通りであります。

4.経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名

代表取締役が専門知識・経験・能力を鑑み候補者を推薦し、取締役会に審議を諮ります。推薦された役員候補者・監査役候補者となった者は株主総会で候補者議案となり株主総会で採決される手続きとなります。

5.個々の指名・選任についての説明

社外取締役および社外監査役の個々の選任理由については、当報告書2-1 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】【社外監査役関係】に記載の通りであります。取締役・監査役の指名・選任については「株主総会招集ご通知」に各候補者の経歴を記載しております。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会は取締役会規程に重要事項を定め、これに基づいて運営されております。取締役会において承認された、経営戦略、計画、方針等に基づき業務執行に係る経営陣に委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる能力・経験・知識を備えた独立役員社外取締役を3名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準および資質】

本報告書の2-1 機関構成・組織運営等に係る事項に記載の通りであります。

【原則4-11-1 取締役会の全体としての能力、多様性の考え方】

取締役会を構成する人材については、当社の業務を多面的に見渡せる知識・見識を有し、部門長として業務を統率した実績がある経験豊富な人物を第一に選考しております。さらに、本人のマネジメント能力や適性、これまでの会社に対する貢献度を十分勘案した上で、それらを有する人

材に偏りが起こることなく、多様性を十分に図った上で、取締役会で候補者を諮ることとしております。

【原則4-11-2 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。決算日現在に存在する役員については、株主総会招集ご通知の「事業報告」に、新任の候補者については「株主総会参考書類」にその内容を記載することとしております。

【原則4-11-3 取締役会の実効性自己評価】

当社の取締役会は有価証券報告書提出日現在、12名の取締役で、このうち社外取締役は3名で構成されております。取締役会は毎月1回月中に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。少人数のため活発な意見交換や論議ができ、業務執行にかかわる重要事項が適宜遅延なく決定され、報告されております。

当社の監査役会は有価証券報告書提出現在、社内監査役2名(常勤)と社外監査役(常勤)1名、社外監査役1名の計4名で構成されております。監査役会は原則として月1回の頻度で開催され、法令および当社監査役規程に定める職務を遂行しております。各監査役は、取締役会、経営方針会議に出席し各付議された議案に対して法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役の業務執行に反映されております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役は自己研鑽のために積極的に外部講習やセミナー等を利用することによって、役割・責務・法令等に関する知識の習得に努めております。

当社の常勤監査役は自己研鑽のために社団法人日本監査役協会の会員として、部活動およびセミナー参加等を通じて知見を高め、他の監査役と情報の共有を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営者またはIR担当者が機関投資家向けの決算説明会およびスモールミーティングを四半期決算毎に実施するとともに、個人投資家に対する説明会も実施しております。また、個別の取材対応等も行っております。当社ホームページにおいて、IRに関する情報および問合せフォームを掲載することにより、一般株主が、情報を得て、当社に質問ができる環境を提供しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,575,100	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	857,200	5.42
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	855,800	5.42
トーカロ従業員持株会	822,101	5.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	468,000	2.96
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	433,100	2.74
中平 晃	300,000	1.90
上田八木短資株式会社	300,000	1.90
西條 久美子	259,100	1.64
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	241,332	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山崎 優	弁護士											
佐伯 武彦	他の会社の出身者											
吉業 正行	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 優	○	——	法律に精通した弁護士としての知識・経験を備えております。また、当社との利害関係も存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断したため、独立役員に指定しております。
佐伯 武彦	○	——	国内外の会社役員として実務実績があり豊富な経験と知識を有しております。また、当社との利害関係も存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断したため、独立役員に指定しております。
吉業 正行	○	——	長年の大学教授としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社との利害関係も存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数 更新

5 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人から監査計画、監査結果等について詳細な説明を受けるとともに、自己の見解等について積極的に意見交換・情報交換を行なっております。また、会計監査人との間で、往査現場での講評への立ち会いならびにミーティングを開催しております。

監査役は監査役監査の目的達成に資するため、内部監査部門である監査室から、内部監査結果等について定期的に報告を受け、意見交換・情報交換を行なっております。また、必要に応じて監査室へ調査の依頼を行い、その結果を監査役監査の参考としております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 敏彦	他の会社の出身者													
中田 琢也	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 敏彦	○	——	上場企業の常勤監査役として培われた見識、知見を有しております。また、当社との利害関係も存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断したため、独立役員に指定しております。
中田 琢也	○	——	税理士として財務、会計の専門知識を有しております。また、当社との利害関係も存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の役員報酬の体系にて、十分適正に機能していると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、「役員報酬規程」に基づき、株主総会の決議により定められた報酬の上限額(年額300,000千円)の範囲内において決定しております。

具体的な金額については、常勤・非常勤の別を含めた各取締役の職務・職責および会社の業績等を斟酌し、取締役会で承認された方法により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局担当の経営企画部がサポートにあたっております。また、社外監査役に対しては、監査室から兼任で監査役監査に必要な補助業務および監査役会事務局業務にあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行、監査・監督の概要

当社は監査役会設置会社であり、かつ社外役員を選任しております。社外監査役を含む監査体制が経営監視機能として有効であり、また当社の現状において現体制が適正であると判断しております。社外取締役には経営の遵法性、透明性の確保、向上のため助言等をお願いしています。

(1) 業務執行について

当社の取締役会は12名の取締役によって構成されており、うち3名は社外取締役であります。毎月1回以上、取締役会を開催するほか、同一構成員による経営方針会議を開催し、重要な経営問題につき審議ならびに討議を行っております。

また、社内の重要会議には、社外取締役を除くほとんど全ての取締役が出席し、業務執行への指示・意見交換を行っております。

(2) 監査・監督の方法

(ア) 内部監査

当社では、内部監査部門として社長直属の監査室を設置しております。監査室は、内部監査計画に基づき、原則年一巡方式により各組織の内部監査を実施し、監査結果や改善点の指摘等を定期的に社長に報告することとしております。

また、当社の子会社における内部監査は、当社の経営企画部と子会社の内部監査部門が連携して実施しております。

(イ) 監査役監査

当社の監査役会は監査役4名(うち、社外監査役は2名)で構成されております。監査役監査の方針、監査計画、監査の方法および分担は、監査役会で協議のうえ策定されます。当社の取締役会および経営方針会議には監査役全員が出席しており、また、社内の重要会議には常勤監査役が毎回出席しております。

子会社の業績等については、当社の監査役会は毎月書面による報告を受けるとともに、3ヶ月に1度の割合で「グループ監査役連絡

協議会」を開催し、子会社の監査役が四半期業績の状況および監査結果等について報告を行うなど、積極的に情報交換を行っております。

(ウ) 会計監査

平成28年3月期におきまして、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の福原正三氏、本多茂幸氏の2名であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他(公認会計士試験合格者等)6名であります。なお、当該公認会計士の継続監査年数は、福原正三氏が1年、本多茂幸氏が6年であります。

2. 業務執行、監査・監督の強化について

(1) コンプライアンスの徹底とリスク管理

グループ各社を含む横断的なコンプライアンス体制の整備と実施のため、CSR委員会を設置しております。CSR委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告いたします。また、CSR委員会は、組織横断的リスク管理の状況を監視し、全社的対策を検討いたします。

なお、各役員のコンプライアンスに対する意識と確認を促進するため、「取締役業務執行確認書」および「監査役業務執行確認書」を毎期末に監査役会に提出する制度を採用しております。

(2) 積極的な情報開示

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーへの適時適切な情報開示が非常に重要であると認識しており、幅広い情報公開により経営の透明性を高めるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、かつ社外役員を選任しております。社外役員を含む監査体制が経営監視機能として有効であり、また、当社の現状において現体制が最適であると判断しております。

また、当社は「企業は社会の構成員であり、社会の公器である」との認識に立ち、経営の透明性を確保し、株主・取引先・社員・地域社会等あらゆるステークホルダーとの信頼関係を一層強化しつつ、グループ全体として企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げ、表面処理加工事業を通じて社会に貢献することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つと考えております。これらの課題に対応していくためにも、現在のコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させていくことが当社にとって望ましいと認識しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第65回定時株主総会(平成28年6月24日開催)におきましては、6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けるため、できる限り前倒しの開催となるよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト上に掲載しております。
その他	招集通知を当社ウェブサイト上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(本決算後および中間決算後)代表者による決算説明会を開催しております。各四半期決算については、期間投資家向けにスモールミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・ファクトブック・決算説明会資料等を掲載しております。また、重要事実等が発生した場合は、対外発表に合わせて、できるだけ速やかにホームページ上に掲載しております。 URL http://www.tocalo.co.jp/ir_index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関するお問合せ窓口は、経営企画部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念のなかで、株主、取引先、社員、地域社会等あらゆるステークホルダーとの良好な信頼関係を基礎にすることを掲げております。また、当社グループにおける業務等に関する重要事実等(内部情報)の管理のため、「内部情報管理および内部者取引管理規程」を制定し、適時開示について迅速、正確かつ公平な公表を基本とする体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、平成27年9月18日に開催された取締役会において当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備に関する基本方針を下記の通り決定することを決議いたしました。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および当社子会社からなる企業集団における取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（１） 企業の行動指針およびコンプライアンス規程を制定し、当社トップがその精神を役職員に伝えることにより法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

（２） 管理本部長をコンプライアンス担当として任命し、グループ各社を含む横断的なコンプライアンス体制の整備と実施のため、管理本部長を委員長とするCSR委員会を設置する。CSR委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。経営企画部はCSR委員会の事務局として活動すると共に役職員への周知徹底を図る。内部監査部門（監査室）は経営企画部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程、記録管理規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役職務執行に係る情報を書面または電磁的媒体に記録すると共に、適切に保存および管理（廃棄も含む）し必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

3. 当社および当社子会社からなる企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１） 部門および子会社ごとの業績報告を、取締役を中心に構成される会議体にて定期的に行い、継続的なモニタリングを通してリスク管理を行う。

（２） コンプライアンス、反社会的勢力への対応、環境、災害、品質、情報セキュリティ、与信管理、投融資および輸出管理等に係る当社グループの企業活動および経営戦略上のリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドライン・マニュアル等を作成し、周知徹底を図る。なお、不測の事態が生じた場合は、災害対策規程に則り、ただちに災害対策本部を設置し対策を実施する。

上記以外に新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、体制を整備する。

（３） CSR委員会は、組織横断的リスク管理の状況を監視し、当社グループ全社の対策を検討する。

4. 当社および当社子会社からなる企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務執行の効率化を図る。

（１） 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

（２） 当社の取締役および当社の監査役を構成員とする経営方針会議を設置し、当社グループの重要事項について迅速な方針決定を行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規定」に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門との協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、重要な資産の取得、処分等については、当社の取締役会、当社トップの事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１） 監査役は、監査室所属の職員に、監査役監査に必要な業務および監査役会事務局業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より業務命令を受けた職員はその命令に関して取締役、所属長等の指揮・命令を受けないよう独立性を確保する。

（２） 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役の同意を必要とする。

7. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（１） 当社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況等に関する報告を行う。また子会社の取締役、監査役および使用人が監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況等に関する報告を行うように指導する。

（２） 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、定期的に事業および財務の状況等の報告を受ける。

（３） 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生した発生する恐れがあることを発見したときは、当社の監査役に速やかに報告する。

（４） 当社の監査役が当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けることができるように内部通報制度を整備する。

（５） 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人の、当社の監査役への情報提供を理由とした不利益な取扱いは一切行わない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役または監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払いまたは償還するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

（１） 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて把握し、これを監査する。

（２） 監査役に対して、監査役監査業務がより効率的に行えるよう、監査室を中心とした内部体制の整備・拡充に努める。

(3) 監査役に対して、必要に応じて独自に弁護士、会計士等の有識者に監査役の監査業務に関する助言や支援を受ける機会を保障する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る基本方針」を制定し、これに基づき適切な業務の運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「企業倫理行動」とし徹底する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
